

### 3 様々な人権 ~ (3) 社会権とは ~

#### この節のポイント

- 🎵 社会権は、「国家による自由」である。
- 🎵 社会権には、「生存権」、「教育を受ける権利」、「勤労の権利」、「労働基本権」がある
- 🎵 社会権は、国家による施しではなく、国家に当然のこととして主張できる正当な権利である。

**Q:** 「社会権」は実質的な平等を実現するための権利ということですが、頑張った人と頑張らなかった人との間に差がつくのは当たり前で、それは、頑張った人の努力の結果だし、頑張らなかった人の責任だと思うのですが、どうして国が介入してその差を解消しなければいけないのですか？

**A:** 確かに、自分自身の努力や、逆に自分自身の責任によって、差がつく場合もあるでしょう。しかし、人の一生は、運動会の障害物競走とは違います。みんなが、同じスタート地点に立って、「よーい、どん」で一斉にスタートするわけではありませんし、みんなに平等に同じ障害物が用意されているわけではないからです。障害物のない人もいれば、乗り越えるのが非常に困難な障害物が用意されている人もいます。それに、誰も、生まれる時代や場所を選べませんから、あなたが、今、そこでそうしているのは偶然なのかもしれません。そうだとすると、その差を生じさせているのは、多くの場合、生まれた時代や場所、病気の有無、会社の倒産など自分の意志ではコントロールできない偶然や運などの力によるものではないでしょうか。ですから、国が介入し、「社会権」によってその差の解消を図っていくということは、国家による施しなどではなく、当然、主張することのできる正当な権利なのです。

## 社会権における国の役割とはどのようなものなの？

「自由権」は国家の介入を排除して個人の自由を保障する権利でした。しかし、「自由権」を保障するだけでは、すべての人の自由が保障されないことは、既に説明したとおりです。

では、すべての人の自由が保障されるために、国家はどのような役割を果たしていけばいいのでしょうか。

前節で使用した事例で考えてみましょう。

自分が19世紀のイギリスの「労働者」と同じ立場になったと想像してみてください。  
 ある会社に入ろうと思い、給料や労働時間など労働条件について経営者と話し合いをして



いますが、あなたは、<sup>たくわ</sup>蓄えも底をつき、明日からの生活にも困る<sup>じゆうきよう</sup>状況にあるため、経営者が提示する低賃金・長時間労働を受け入れざるを得ない立場にあります。このような場合、あなたは、自分の自由が保障されるために、国家にどのような役割を果たしてほしいですか？

おそらく、次のような役割を果たしてほしいと考えたのではないですか？

- 労働者が人間らしい生活ができる程度の賃金<sup>はら</sup>を払うよう経営者に強制してほしい。
- 労働者の健康を守るため、労働時間の長さを制限してほしい。
- 労働者が病気や事故などで働くことができなくなった場合の生活を保障してほしい。
- 経営者と対等に話し合いができるよう、労働者から成る団体の結成を認めてほしい。
- 労働者の団体がストライキ等を行う権利を保障してほしい。
- 労働条件の合う会社が見つかるまで、労働者の生活費を保障してほしい。
- 労働者に仕事に役立つ技術や知識を身につけるための教育を受けさせてほしい。

つまり、この例で言えば、国家はその権力を用いて（主には法律を制定することです。）、経営者の「<sup>けいやく</sup>契約の自由」を制限したり、個人個人では弱い立場の労働者が経営者と対等に<sup>わた</sup>渡り合えるようにする制度や労働者の生活を保障する制度、労働者自身の能力向上のための教育制度などを作ったりすることで、労働者の自由を守っていくということになるわけです。

このように、国家に対して、主として社会的・経済的弱者を保護し、実質的な平等を実現するための<sup>しきく</sup>施策を要求する権利を「社会権」といいます。

したがって、「**社会権**」は、「**国家による自由**」といわれています。

日本国憲法は、「社会権」として、「**生存権**」（第25条）、「**教育を受ける権利**」（第26条）、「**勤労の権利**」（第27条）、「**労働基本権**」（第28条）を定めています。

## 生存権

憲法第25条第1項<sup>こう</sup>は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、第2項<sup>こう</sup>で、「国は、すべての生活部面について、社会福祉<sup>ふくし</sup>、社会保障<sup>おほほ</sup>及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めています。

第1項<sup>こう</sup>の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を「生存権」といい、第1項<sup>こう</sup>は「社会権」の原則的な規定と考えられています。

また、第2項<sup>こう</sup>は、国に対して、「生存権」の実現に努力する義務を課していると解されています。この第25条の規定に基づき、公的扶助<sup>ふじよ</sup>の制度として「生活保護法」、社会保険制度として「国

民健康保険法」, 「国民年金法」, 「雇用保険法」など, 社会福祉制度として「児童福祉法」, 「身体障害者福祉法」など, 公衆衛生制度として「食品衛生法」, 「環境基本法」などの法律が制定されています。

## 教育を受ける権利

日本国憲法第26条第1項は, 「すべて国民は, 法律の定めるところにより, その能力に応じて, ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。

「教育を受ける権利」とは, どのような内容を持つ権利なのでしょう。

子どもは, 教育を受けて, 学習することで, 人間的に発達, 成長していくことができます。子どもが学習する権利を「学習権」といい, この「学習権」が「教育を受ける権利」の中心を占める最も重要なものであると考えられています。

また, 「教育を受ける権利」は「社会権」に分類されていますから, 国家に施策の実施を要求する「社会権」的な性格があります。具体的には, 教育基盤の整備を要求する権利, つまり, 教育制度の整備, 学校施設の整備, 教師の勤務条件の整備などがその内容となります。

そして, 教育には, 民主政治を担う主権者を育成するという役割もありますから, 「教育を受ける権利」は「参政権」的な性格ももっています。

これらのことから, 「教育を受ける権利」は, 複合的な性格を持つ権利といわれています。

この規定に基づき, 「学校教育法」などの法律が制定されています。

## 勤労の権利

日本国憲法第27条第1項は, 「すべて国民は, 勤労の権利を有し, 義務を負ふ。」と規定しています。この権利は, 働く自由を邪魔されないという「自由権」的な性格も持っていますが, これは, 第22条第1項において「職業選択の自由」が保障されていることと重なるので, 国家に対して, 働く機会を提供する制度の整備を要求するという「社会権」的な性格が中心となります。

この規定に基づき, 「職業安定法」, 「雇用対策法」, 「雇用保険法」などの法律が制定されています。

第2項では, 「賃金, 就業時間, 休息その他の勤労条件に関する基準は, 法律でこれを定める。」

と規定しています。これは, 「契約自由の原則」を雇い主と労働者の間でも適用すると, 実際の力関係から, 労働者は不利な条件での契約を強いられる恐れがあることから, 勤労条件の設定に国が介入し, 労働者を保護するものです。

この規定に基づき, 「労働基準法」, 「労働安全衛生法」, 「最低賃金法」などの法律が制定されています。

また, 第3項では, 「児童は, これを酷使してはならない。」と規定しています。



## 労働基本権

日本国憲法第28条は、「<sup>およ</sup>勤労者の<sup>こうしやう</sup>団結する権利及び<sup>およ</sup>団体交渉その他の<sup>こうしやう</sup>団体行動をする権利は、これを保障する。」と規定しています。この権利は「労働基本権」と呼ばれています。

「<sup>やと</sup>勤労の<sup>めし</sup>権利」は、<sup>やと</sup>国に、<sup>やと</sup>雇い主との間に入ってもらって、<sup>やと</sup>労働者の必要最小限の生活を守ってもらうというものなので、どちらかというところ、消極的な保障なのですが、「労働基本権」は、<sup>やと</sup>労働者自らが<sup>やと</sup>雇い主と<sup>こうしやう</sup>対等な立場で交渉できるようにするものなので、積極的な保障といえます。

「労働基本権」には、「<sup>こうしやう</sup>団結権」、「<sup>こうしやう</sup>団体交渉権」、「<sup>こうしやう</sup>団体行動権（<sup>こうしやう</sup>争議権）」があり、「労働三権」と呼ばれています。

「<sup>やと</sup>団結権」は、<sup>やと</sup>労働者の<sup>やと</sup>団体（<sup>やと</sup>労働組合）を組織する権利で、<sup>やと</sup>個人個人では、<sup>やと</sup>雇い主と<sup>やと</sup>対等の立場には立てないため、<sup>やと</sup>個々の労働者が集まり、<sup>やと</sup>団体を結成することで、<sup>やと</sup>雇い主と<sup>こうしやう</sup>対等に交渉できるようにするものです。

「<sup>こうしやう</sup>団体交渉権」は、<sup>やと</sup>労働者の<sup>やと</sup>団体が、<sup>やと</sup>雇い主と、<sup>こうしやう</sup>勤労条件について<sup>こうしやう</sup>交渉する権利で、<sup>やと</sup>雇い主は、<sup>こうしやう</sup>理由なく、<sup>こうしやう</sup>交渉を拒否できませんし、<sup>こうしやう</sup>団体交渉によって<sup>しこう</sup>合意した<sup>こうそく</sup>事項に<sup>しこう</sup>拘束されます。

「<sup>こうしやう</sup>団体行動権（<sup>こうしやう</sup>争議権）」は、<sup>こうしやう</sup>労働者の<sup>こうしやう</sup>団体が、<sup>こうしやう</sup>勤労条件の実現のために<sup>こうしやう</sup>団体行動を行う権利で、<sup>こうしやう</sup>争議行為がその中心となりますが、<sup>こうしやう</sup>正当な<sup>こうしやう</sup>争議行為は、<sup>ばいしやう</sup>民事上（<sup>けいじじやう</sup>損害賠償など）も<sup>いりよく</sup>刑事上（<sup>ぼうがい</sup>威力業務妨害罪など）も責任を問われません。

<sup>こうしやう</sup>争議行為には、<sup>こうしやう</sup>ストライキ、<sup>こうしやう</sup>サボタージュ（<sup>こうしやう</sup>サボること）、<sup>こうしやう</sup>ピケティング（<sup>こうしやう</sup>ストライキが破られないように<sup>こうしやう</sup>労働者側が見張りを置くこと）、<sup>こうしやう</sup>ボイコット（<sup>こうしやう</sup>不買運動）などがあります。

なお、この「<sup>こうしやう</sup>争議権」は、<sup>こうしやう</sup>国家公務員や<sup>こうしやう</sup>地方公務員などについては、<sup>こうしやう</sup>法律（<sup>こうしやう</sup>国家公務員法、<sup>こうしやう</sup>地方公務員法など）により、<sup>こうしやう</sup>制限されています。

### 【共感 (empathy)】

私たちは、不幸な境遇にある人たちを見ると、「同情 (sympathy) の念を抱きます。それは、自然なことだし、大切にしなければならない感情なのかもしれません。

しかし、「同情」という言葉には、どこか、同情を感じている自分が「主」で、同情の対象である人たちが「従」であるような響きがあります。

そこで、「同情」から、もう一歩踏み込んでみることを提案したいのです。

あなたが、もし、不幸な境遇にある人たちに接する機会をもつことがあったら、<sup>あひ</sup>相手を哀れんだり、<sup>あひ</sup>かわいそうに思ったりする「同情」にとどまらず、<sup>あひ</sup>相手にきちんと向き合い、<sup>あひ</sup>相手の気持ちを理解する、それも、<sup>あひ</sup>あたかも相手の感情を自分の感情として感じるくらい理解する、つまり、相手に「共感」するという努力をどうか惜しまないでください。